

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕様書番号
	那病-C-衛M50003
歯科技工の部外委託	防衛大臣承認
	作成 令和4年1月19日
	変更 令和 年 月 日
	作成部隊等名 自衛隊那覇病院

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊那覇病院において製作を外注する歯科技工物について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

#### 1.2.1

#### 歯科技工物

自衛隊那覇病院において部外に製作を外注する歯科技工物をいう。

#### 1.2.2

#### 受領書

自衛隊那覇病院において官給品を契約の相手方と授受する際に使用する受け渡しを証明する書類をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正などがあった場合には、その適用について別途協議し、法令等に定めがあるものを除き、引用文書に定める事項が、この仕様書に定める事項と相違する場合は、この仕様書が優先する。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

歯科技工法（昭和30年8月16日法律第168号）

国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

歯科技工法施行規則（昭和30年9月22日厚生省令第23号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、法令等の定めによるほか、契約担当官等との調整による。

### 2.2 製品の内容

製品の内容は、次による。

- a) 歯科技工物の製作は、官側が送付する調達要領指定書及び歯科技工指示書による。
- b) 金銀パラジウム合金及び銀合金については、官給品を使用する。

### 2.3 官給品

官給品は、表1による。

表1-官給品

番号	物品番号	品名	規格	単位	数量	条件
1	6520-100-5437-5	歯科鋳造用金銀パラジウム合金	30 g	EA	受渡書による。	—
2	6520-101-0304-5	歯科鋳造用銀合金第1種	100 g	EA	受渡書による。	—

#### 2.3.1 官給品の交付

官給品の交付は、次による。

- a) 毎月の初日に当該月使用予定数量分をまとめて交付する。
- b) 契約の相手方は、官給品の現物を確認後、“受領書”を検査官等に提出する。
- c) 追加の交付は、契約の相手方と検査官等が確認し、必要により交付する。

#### 2.3.2 官給品の返納

毎月の末日に契約の相手方が当該月使用分を集計し、未使用分を検査官等に“返品書・材料使用明細書”により返品する。

### 3 品質保証

#### 3.1 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

#### 3.2 完成品の検査

完成品の検査は、次による。

- a) 契約の相手方から納品された製品と歯科技工指示書により、契約の相手方が立ち会いのもとでの全数検査とする。
- b) 患者受診時に完成品の適合を確認する。

### 4 納品条件

#### 4.1 納品時期

納品時期は、土曜日、日曜日及び法令等で規定する祝日並びに休日を除く毎日とする。

#### 4.2 納品場所

納品場所は、自衛隊那覇病院歯科外来とする。

#### 5.1 提出書類

##### 5.1.1 歯科技工所登録証明書

法令に定める登録機関が発行した、歯科技工所の登録証明書の写し。

##### 5.1.2 納品書・(受領)検査調書

月の初日から末日に製作した歯科技工物の品名、数量、単位、単価などをとりまとめ、“納品書・(受領)検査調書”に必要事項を記入し、月の末日以降速やかに、検査官等に3部提出する。

##### 5.1.3 受領書

官給品を受領した際に、検査官等に2部提出する。

#### **5.1.4 返品書・材料使用明細書**

官給品を返納する際に、検査官等に2部提出する。

#### **5.2 保証期間**

歯科技工物の製品保証期間は、3か月とする。

### **6 秘密保全・安全管理**

契約の相手方は、個人情報保護及び安全管理の観点から、各種情報の取扱いに充分留意するとともに、歯科技工物などの取り扱いには充分留意し、履行に際して知り得た情報の漏洩、目的外複製及び利用などの防止、並びに、法令等に定める個人情報などの秘密保持義務を遵守し、履行終了後においても同様とする。

### **7 仕様書に関する疑義**

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。